

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

1 概況

ナイロビ宣言と環境白書

一九八二年五月一〇日から一八日まで、世界各地から一〇〇カ国を超える国の政府代表が参加して、国連環境計画特別会議がケニアの首都ナイロビで開催された。その際に採択された「ナイロビ宣言」は、その冒頭で「世界全体の環境の現状に対し重大な懸念を表明し、世界の環境保全および改善のためには全世界、地域および国のレベルで努力を一層強化する緊急の必要性があることを認識する」として、「地球的規模の環境悪化」にたいして強い警告を発した。

ところが、環境庁編の「昭和五七年版環境白書」は、第一部第一章「環境の現状」のなかで、「環境庁が設置されるなど行政体制が整備され、環境政策がより強力に推進され、環境の状況は一時期の危機的状況からは一応脱することができ、近年、全般的には改善を示してきている」とのべ、ここ数年の白書とほぼ同様に「環境の全般的な改善」を自賛している。しかし現実はどうであろうか。

白書も、これに引き続いて、「しかし、汚染因子の中にはその改善状況が頭打ちになっているものもあり、特に人口、産業の集中した大都市等では、環境汚染の改善の進んでいないところが多い。また、環境基準の維持・達成のためには更に一層の努力が必要な汚染因子も多い状況にある。このような中で、自動車交通に起因する騒音等の交通公害あるいは湖沼などの閉鎖性水域の水質の汚濁など緊急に対策を要する問題も生じている」とのべている。環境庁自ら認めざるをえないほど、環境破壊はいぜんとして深刻な状況にあり、緊急対策を必要とする問題もふえている。

公害・環境破壊の深刻な実態

大気汚染では、硫黄酸化物にかわって汚染の主役となった窒素酸化物による汚染状況は、いっこうに改善されていない。二酸化窒素の濃度の推移は、五、六年前から横ばい状態にある。発ガンの危険性も指摘されている浮遊粒子状物質の環境基準達成率は、一九八〇年度においても、二九・二%でいぜんとしてきわめて低い水準にすぎない。降下ばいじん(大気中の粒子状物質のうち、重力または雨によって降下するばいじん、粉じん等)も、おおむね横ばいで推移して改善の動きがなく、一部地域ではその量が増加さえしている。その結果、公害病認定患者も毎年増加し続け、公害健康被害補償制度発足時の一九七四年九月には、被認定者数は一万四三五五人であったものが、一九八一年一二月末現在では、八万二五六六人となった。

騒音公害は、振動、悪臭公害ともども、日常生活に密着した公害として増加を続けている。とりわけ、自動車交通騒音はその環境基準達成率が一六・六%と著しく低く、自動車交通量の増大により、問題は深刻化している。空港周辺の航空機騒音や新幹線鉄道騒音も、一部で不十分ながら発生源対策や周辺対策がとられつつあるが、問題の解決には遠く及ばない状況にある。

水質汚染では、琵琶湖、霞ヶ浦などの湖沼や東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などの海域、いわゆる閉鎖性水域においては、水質の改善の兆しさもなく、汚染の度合いが著しい。そのため、漁業被害や水道源水の着臭などの被害が続いている。

土壌汚染、食品公害、薬品公害、水俣病などにおいても深刻な被害が長期間にわたって放置されている。また、自然環境についても、志布志湾、むつ小川原、金武湾などにみられるように、自然海岸の環境を破壊する形での臨海工業地帯の開発が進行している。さらに、各地で原子力発電所建設計画がすすめられているが、放射能汚染による被害の危惧も増大している。

公害・環境行政の後退につぐ後退

環境庁は、一九七八年、国民の激しい抗議を無視して、二酸化窒素の環境基準の大幅緩和を強行したが、それを一つの頂点として公害・環境行政は後退につぐ後退をかさねた。

環境アセスメント法案については、一九七六年以降毎年流産を繰り返すそのたびごとに内容的にも後退していったが、ついに対象事業から発電所を除外して特定の公共事業のみを対象とする完全骨抜き法案として、一九八一年四月、国会に上程され、その後継続審議になった。

公害健康被害補償制度については、究極的には制度の廃止が目標にされながら、新規患者の認定制限、認定患者の障害等級の引下げなど、段階的に運用面での改悪がなされてきた。また、湖沼の浄化と自然環境保全のための湖沼環境保全法案についても、産業界をバックにした通産省や建設省の圧力に屈して後退したうえ、一九八二年四月、環境庁は、国会への提出さえ断念するにいたった。

そのほか、窒素酸化物総量規制の一部地域(愛知県)での見送り、地下水の揚水規制を中心とした地盤沈下防止法案のたびかさなる流産、水俣病患者の切捨て、自動車排ガス規制の延期など、公害・環境行政の後退は目にあまるものがある。

第二次臨調・行革と公害・環境行政

一九八一年三月発足した第二次臨時行政調査会は、同年七月に「行政改革に関する第一次答申」を鈴木首相に提出した。その基本理念の一つに、「活力ある福祉社会の実現」があげられているが、それは「民間の創造的活力を生かす」ことであり、福祉も民間に委ねて、国や自治体に福祉から手を引かせることを意味する。公害・環境行政の後退は、第二次臨調・行革路線によっていっそう拍車がかかけられようとしている。

果たして、経団連・環境安全委員会は、一九八一年一二月一日、「環境行政の合理化に関する要望」と題する書面を臨時行政調査会に提出した。それは、以下のとおり前文において、「経済との調和」論を公然と展開したうえ、具体的には、公害闘争によってかちとられてきたさまざまな成果を根こそぎ奪い取ろうという姿勢を明らかにした。

【環境行政の合理化に関する要望】(経団連・環境安全委員会)

わが国の環境行政に最も望まれるのは、科学的合理性のある環境政策の確立である。また、環境政策、環境行政といえども、総合的な国政の一環をなすものであって、それ独自に存在し得るものでなく、他の関連政策との整合性のあるものでなければ、国政の中に歪みを生じ、所期の効果もおさめられない。環境政策と広い意味での経済政策とのバランスを図るべき時期に来ている。

一、個別行政施策について

- (以下は個別行政施策の項目のみかかげておく)。
- (一)公害健康被害補償制度の見直し
 - (二)産業廃棄物対策の推進
 - (三)NOx総量規制の合理化
 - (四)生活排水対策の推進
 - (五)環境アセスメントの立法化問題
 - (六)蓄積公害に係わる行政措置の見直し
- 二、許認可、届出等についての要望
- (一)届出の一元化
 - (二)届出の簡素化
 - (三)届出事務の迅速化
 - (四)届出に係る実施制限期間の短縮
 - (五)法基準等の明確化
 - (六)不合理な規制等の見直し
 - (七)過重規制の排除
 - (八)自治体による独自規制の見直し

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
